

よくあるご質問

令和7年度日本水道協会埼玉県支部指定給水装置工事事業者研修会に関するQ&A

Q1 この研修は、毎年開催されますか。

A1 隔年開催となります。次に当研修会が開催されるのは、令和9年度となります。

Q2 どのように受講すればよいですか。

A2 「受講の手順」を参照してください。

Q3 システムにログインできません。

A3 ログインは、研修会開催期間（令和8年1月6日（火）～令和8年2月9日（月）まで）のみ可能となります。ご了承ください。

研修開催期間になんでもログインできない場合は、edenへのログイン画面のURLを確認してください。

URL <https://eden.ac/login/5512>

URLが間違いないことを確認したら、ID及びパスワードを確認してください。

パスワードは、半角英数字、アルファベットは、すべて小文字となります。

Q4 ログインを失敗した場合、ロックはかかりますか。

A4 アカウントロックは、されません。

Q5 受講申込みは必要ですか。

A5 受講申込みは、不要です。受講期間になったらeラーニングシステム「eden」にログインして受講してください。

なお、受講期間の開始前及び終了後のログインはできませんので、ご了承ください。

Q6 受講に必要な端末、OS及びブラウザの推奨環境はどのようなものですか。

A6 以下の環境で受講できます。（バージョン指定がないものは最新版）

端末：PC、タブレット型PC及び携帯端末

OS：Windows、MacOS、Android8以降、iOS

ブラウザ：Edge、Firefox、Chrome、Safari

研修内容の理解促進のため、できるだけ大きな画面の端末での受講をお勧めします。

Q7 受講料はかかりますか。

A7 無料です。ただし、インターネットの利用に係る通信料は、受講者のご負担となります。

Q8 研修のテキストは購入できますか。

A8 日本水道協会埼玉県支部でテキストの販売はしていません。

日本水道協会のホームページから購入をお願いします。

よくあるご質問

Q9 e ラーニングを受講するインターネット環境がありません。研修は、受講できないのですか。

A9 紙研修資料による受講が可能です。

指定を受けている、水道事業体の指定給水装置工事事業者担当の部署へ受け取りにいってください。

窓口にて「研修資料提供願」を記入の上、紙研修資料、確認テスト等を受け取ることができます。

Q10 研修の対象は誰ですか

A10 埼玉県内のいずれかの水道事業体から指定を受けている事業者を対象としています。

Q11 研修は必ず受講しなければならないのですか。

A11 受講は任意（自由）ですが、受講の義務付けをしている水道事業体がありますので、指定を受けている埼玉県内すべての水道事業体にご確認ください。
(事業者の方で、まだ受講していない方がいらしたら、ぜひ受講してください。)

Q12 他県の研修を受講したのですが、受講する必要がありますか。

A12 この研修は他県の研修とは別のものですので、埼玉県内の水道事業体の指定を受けている方は受講してください。

Q13 研修は割り当てられた日以外に受講してもよいですか。

A13 原則、割り当てられた日に受講していただくことが望ましいですが、他の日でも受講可能です。その場合、受講者のアクセスが多くなると動作が遅くなる可能性があります。
また、受講期間であれば 24 時間受講できます。

Q14 研修の受講は、社員なら誰でもいいのですか。

A14 給水装置工事主任技術者や代表者が望ましいですが、どなたでも構いません。

Q15 多くの社員に受講させたいが、受講人員は限定されるのでしょうか。

A15 最低 1 名は受講していただきますが、e ラーニング期間中であれば、別の人気が繰り返して受講することができます。

Q16 研修に必要な時間は、どのくらいですか。

A16 確認テスト及びアンケートを含めて、100 分程度です。

Q17 研修を受講し終えたら、報告及び受講証明書の提出は必要ですか。

A17 e ラーニングシステムにより受講した場合は、不要です。

紙媒体にて受講した場合は、紙研修資料を受け取った水道事業体へ確認テスト及びアンケートを提出する必要があります。

いずれの場合も受講証明書は、パソコン、タブレット等に保存するか紙媒体で印刷して、大切に保管してください。

※ 受講証明書のダウンロードは、研修会開催期間（令和8年1月6日（火）～令和8年2月9日（月）まで）のみとなりますので、ご注意ください。

Q18 受講証明書が発行できません。

A18 確認テスト及びアンケートの回答送信が終了していないと受講完了となりませんので、受講証明書の発行はできません。

よくあるご質問

Q19 案内はがきが届いたのですか。

A19 埼玉県内のいずれかの水道事業体の指定を受けています。

埼玉県内の水道事業体の指定を受けている全事業者を対象に案内を発送しています。

原則として、届出されている「本店」の所在地に発送しています。

Q20 今年度に指定を受けているのですが、案内はがきが届いていません。

A20 令和7年9月末時点でのデータを元に発送しています。したがって、令和7年10月1日以降に指定を受けている場合は、案内はがきを発送していません。

Q21 案内はがきのあて名・住所が間違っています。

A21 令和7年9月末時点でのデータを元に発送しています。それ以降に変更が生じている場合は変更後の内容が反映されておりませんのでご了承ください。

すでに変更届を水道事業体へ提出している場合は、次回より届出どおりに発送されます。

Q22 案内はがきは、いつ発送ですか。 当社には発送されていますか。

A22 令和7年12月12日に発送しています。

発送の有無や発送先住所については、お問い合わせ先までご連絡ください。

Q23 案内はがきを無くしました。受講はできますか。

A23 お問い合わせ先までご連絡ください。IDとパスワードをお知らせします。

Q24 どの水道事業体の指定を受けているのかわかりません。

A24 指定を受けている水道事業体をお調べしますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

1 指定を受けている水道事業体

指定給水装置工事事業者担当の部署へお問い合わせください。

※ホームページに掲載している資料配布、確認テスト等提出場所（兼問い合わせ先）一覧表をご確認ください。

受付時間 8時45分～17時00分 ※土、日、祝日、年末年始を除く

2 日本水道協会埼玉県支部

東部地区 越谷・松伏水道企業団 施設課 048-972-5794

西部地区 川越市上下水道局 給水サービス課 049-223-3071

南部地区 川口市上下水道局 上水道維持課 048-258-4132

北部地区 熊谷市上下水道部 水道課 048-520-4136

受付時間 8時45分～17時00分 ※土、日、祝日、年末年始を除く

事務局

さいたま市水道局

給水装置課

048-788-2644